

## ○総務省告示第二百六号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号口の電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和五年六月一日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	石川県	株式会社オプテージ
	福井県	福井ケーブルテレビ株式会社 株式会社オプテージ
	長野県の区域のうち木曾郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を除く区域に富山県中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域を併せた区域	中部テレコムコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ
	岐阜県の区域に長野県木曾郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せた区域	中部テレコムコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ
	〔略〕	〔略〕
	愛知県	中部テレコムコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ
	三重県	中部テレコムコミュニケーション株式会社 株式会社オプテージ
	〔略〕	〔略〕
	京都府	株式会社オプテージ 株式会社ジェイコムウエスト
	大阪府	株式会社オプテージ 株式会社ジェイコムウエスト 近鉄ケーブルネットワーク株式会社
	〔略〕	〔略〕
	香川県	株式会社STNet
	愛媛県	株式会社STNet
	高知県	株式会社STNet
	福岡県	株式会社ジェイコム九州 株式会社ジェイコム九州
	熊本県	株式会社ジェイコム九州
	大分県	大分ケーブルテレコム株式会社
	〔略〕	〔略〕
	福井県	福井ケーブルテレビ株式会社
	岐阜県の区域に長野県木曾郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せた区域	中部テレコムコミュニケーション株式会社
	〔同上〕	〔同上〕
	愛知県	中部テレコムコミュニケーション株式会社
	三重県	中部テレコムコミュニケーション株式会社 株式会社ZTV
	〔同上〕	〔同上〕
	京都府	株式会社オプテージ
	大阪府	株式会社オプテージ 株式会社ジェイコムウエスト
	〔同上〕	〔同上〕
	香川県	株式会社STNet
	高知県	株式会社STNet
	福岡県	株式会社ジェイコム九州 株式会社QNet
	大分県	大分ケーブルテレコム株式会社
	〔同上〕	〔同上〕

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。